

公園管理団体の設立の検討について（案）

霧ヶ峰自然環境保全協議会

1 経過

- (1) 霧ヶ峰自然環境保全協議会は、平成21年2月、霧ヶ峰の自然環境の保全再生と、魅力ある景観形成や施設整備などを進め、霧ヶ峰を再生するための基本計画を策定した。
- (2) 基本計画に盛り込まれた、霧ヶ峰の自然の保全再生のための対策をはじめとする霧ヶ峰における事業の本格展開のためには、しっかりとした組織・人員を備えた事務局が必要であり、このため、事務局を担う団体として想定される公園管理団体の設立について、今後具体的に検討して行くことが、協議会で合意された。
- (3) こうしたことから、基本計画には、「平成21年度以降順次具体の検討と条件整備をしながら、できるだけ早期の法人設立に向け行動していく必要がある。」と記されている。

2 ワーキンググループの設置

- (1) 協議会にワーキンググループを設置し、公園管理団体となる法人の設立に関する具体的検討を行う。

(2) 構成員等

ア 構成員

土田座長

行政機関：諏訪地方事務所、諏訪市、茅野市、下諏訪町

地権者：今後調整のうえ選任

観光関係団体、自然保護関係団体等：今後調整のうえ選任

WG参加希望団体は、11月5日（金）までに事務局までご連絡ください。

イ 助言者

ワーキンググループの検討内容に関係の深い、団体・個人を助言者として参加を依頼。

(3) 検討結果のとりまとめ

平成23年度中にWGの検討結果のとりまとめを行う。WGの検討内容は、随時協議会に報告する。

3 その他

第8回協議会（H21.4.15開催）において、霧ヶ峰における募金制度の検討について協議が行われた。募金制度は、トイレチップをはじめ利用者負担のあり方の視点から、検討課題の一つである。

公園管理団体が募金制度の運営管理団体になることも考えられるため、当WGにおいて、募金制度に関する検討も行うこととしたい。